

軽自動車税の税率が変わります

平成26年度税制改正および平成27年度税制改正により、自動車関係税制の抜本的見直しが行われたため、平成28年度から軽自動車税の税率変更が行われます。

◎燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、平成28年度分のみ軽減税率が適用されます。軽減税率となる対象車および税率（年額）は下表のとおりとなります。

・軽乗用車

種類および用途区分	税率（1台）		
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ^(注1)	ガソリン車・ハイブリッド車 ^(注2) で、平成32年度燃費基準+20%達成車	ガソリン車・ハイブリッド車 ^(注2) で、平成32年度燃費基準達成車
三輪	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪自家用	2,700円	5,400円	8,100円
軽四輪営業用	1,800円	3,500円	5,200円

(注1) 天然ガス軽自動車とは、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両となります。

(注2) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

・軽貨物車

種類および用途区分	税率（1台）		
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ^(注1)	ガソリン車・ハイブリッド車 ^(注2) で、平成27年度燃費基準+35%達成車	ガソリン車・ハイブリッド車 ^(注2) で、平成27年度燃費基準+15%達成車
三輪	1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪自家用	1,300円	2,500円	3,800円
軽四輪営業用	1,000円	1,900円	2,900円

(注1) 天然ガス軽自動車とは、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両となります。

(注2) ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

問 税務課 賦課係 ☎0240-27-4160



◎原動機付自転車および二輪車など

平成28年4月1日から次のとおりとなります。

種類および用途区分	税率（1台）	
	平成27年度	平成28年度
原付三・四輪車	2,500円	3,700円
50cc以下	1,000円	2,000円
50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円
90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円
	その他	4,700円
二輪	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	4,000円	6,000円

◎軽自動車（4輪および3輪）

平成27年4月1日以後に最初の新規検査をされる車は、税率欄の「②（新税率）」平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、最初の新規検査から13年を経過する車両[※]は、税率欄の「③（重課税率）」が適用されます。平成28年度は、最初の新規検査年が平成14年以前の車両、平成29年度は、最初の新規検査年月が平成16年3月以前の車両、平成30年度は、最初の新規検査年月が平成17年3月以前の車両が重課税率の対象となります。

平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、13年を経過するまでは、税率欄の「①（現行税率）」のとおりとなります。

種類および用途区分	税率（1台）				
	①（現行税率）	②（新税率）	③（重課税率）		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

[※]動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。